

30 風評による被害対策に関する確認書

青森県（以下「甲」という。）及び六ヶ所村（以下「乙」という。）と日本原燃サービス株式会社（以下「丙」という。）、日本原燃産業株式会社（以下「丁」という。）及び電気事業連合会（以下「戊」という。）は、昭和60年4月18日付で締結した「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」第7条第2項の風評による被害対策の基本に関して以下のとおり確認する。

（被害の防止）

第1条 丙及び丁は、原子燃料サイクル施設（以下「サイクル施設」という。）に関するPAを促進するとともに、サイクル施設の多重防護等の安全設計や、環境監視体制の整備を行うことにより風評による被害（以下「被害」という。）の未然防止を図り、サイクル施設の安全運転、的確・迅速な情報提供等により被害の発生防止に努めるものとする。

（被害の処理）

第2条 丙及び丁は、万が一、サイクル施設の保守、運営等に起因して被害が発生し、住民等からその被害の補償要求を受けた場合は、誠意をもって当事者間で解決するものとする。

ただし、これにより解決できなかった場合は、あらかじめ設置する第三者機関たる認定委員会（仮称）の認定に従って速やかに補償するものとする。

なお、当該認定委員会（仮称）の委員は、甲が委嘱するものとする。

（補償額の立て替え払い）

第3条 丙及び丁は、甲、丙、丁及び戊が平成元年3月2日付で締結した「青森県むつ小川原地域の地域振興及び産業振興に関する協定書」第4条に関し、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団とあらかじめ必要な事項について定めるものとする。

（処理要綱の作成）

第4条 丙及び丁は、甲及び乙と協議のうえ、平成元年度中に、認定委員会（仮称）の設置、性格、組織、運営等を含めて、被害の処理要綱を作成するものとする。

（協議）

第5条 この確認書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この確認書の取り交わしを証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成元年3月31日

（甲） 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 北村正武

- (乙) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附475番地
六ヶ所村長 古川 伊勢松
- (丙) 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
日本原燃サービス株式会社
代表取締役社長 豊田 正敏
- (丁) 東京都千代田区平河町一丁目2番10号
日本原燃産業株式会社
代表取締役社長 大垣 忠雄
- (戊) 立会人
東京都千代田区大手町一丁目9番4号
電気事業連合会
会長 那須 翔